

T A N G O O P E N 認定事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、丹後ちりめん創業300年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、丹後ちりめんをはじめとする質の高い織物・シルク関連商品等を生産・販売する事業者を認定し、ブランド力の向上及びその情報発信により、丹後ちりめん及び丹後地域を広く周知し、地域経済活性化に寄与することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 認定対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町（以下、「丹後地域」という。）内に居住する個人事業者又は丹後地域内に主たる事業所を有する法人若しくは団体
- (2) 丹後地域内で織物に関する商品の企画及び製造又は加工の主たる工程を行っている者
- (3) 丹後地域外に居住する個人事業者又は法人若しくは団体にあつては、第1号及び第2号を満たす者の推薦がある者

(申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を実行委員会 実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) T A N G O O P E N 認定申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者の概要が分かる書類（第2条第3号の推薦がある場合は、その推薦をする者について概要が分かる書類）
 - ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類（法人又は団体のとき）
 - イ 事業内容を示すパンフレット等
- (4) その他実行委員長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、実行委員長が別に定める日とする。

(認定審査委員会の設置)

第4条 申請者の申請について審査するために、実行委員会に、T A N G O O P E N 認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 認定審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定事業者の審査及び決定)

第5条 実行委員長は、第3条第1項の規定による申請があつたときは、審査委員会の審査を経て、認定の可否を決定する。

- 2 前項の認定に当たっての認定基準は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項の審査に当たっての判断基準は、別表2のとおりとする。
- 4 実行委員長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、文書により申請者に

通知する。

- 5 認定すべきと認めた者（以下「認定事業者」という。）は、認定料年額 15,000 円を実行委員長が定める日までに支払わなければならない。
- 6 認定の有効期限は、認定の日から 1 年とする。

（ロゴマークの使用）

第 6 条 認定事業者は、別表 3 に定める「TANGO OPEN」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 ロゴマークを使用する際は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状を変更しないこと
- (2) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと
- (3) その他、別途定める「TANGO OPENガイドライン」によること

（内容の変更）

第 7 条 認定事業者は、第 3 条の申請内容に変更がある場合は、TANGO OPEN 認定申請事項変更届出書（様式第 3 号）により、速やかに実行委員長に提出しなければならない。

ただし、実行委員長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。

（業務状況の徴取等）

第 8 条 実行委員長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、申請内容に関する報告を求め、実地について調査することができる。

2 前項により、改善・指導する必要があると認められる場合は、改善勧告等を行うことができる。

（認定の取り消し）

第 9 条 実行委員長は、認定事業者が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたと認められたとき
- (3) その他、事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

2 実行委員長は、前項の規定により認定を取り消そうとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定の取り消しの可否について、審査委員会の意見を聴くことができる。

（認定の更新）

第 10 条 認定事業者は、認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間が終了する 1 ヶ月前までに TANGO OPEN 認定更新申請書（様式第 4 号）を実行委員長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 4 項の規定は、前項の規定による認定の更新に

ついて準用する。

- 3 更新が認められた認定事業者は、更新料年額 10,000 円を実行委員長が定める日までに支払わなければならない。

(その他)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

- 2 実行委員会が廃止されたときは、審査委員会の設置及び運営については、実行委員会の後継の組織・団体に引き継ぐものとする。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

別表 1 TANGO OPEN 認定基準

別表 2 TANGO OPEN 認定審査委員会 認定審査表

別表 3 TANGO OPEN ロゴマーク

別表1

TANGO OPEN認定基準

Concept 方向性の理解	「TANGO OPEN」コンセプトへの理解	① 丹後ちりめんの伝統技術を背景に、技術を磨いて生み出した製品が世界に通用するものであると自信をもって送り出す意欲があるか
		② 「丹後」「丹後の織物」のイメージアップにつながる効果が期待できるか
Quality 品質	長年培った歴史や技術に基づいた商品づくり	① 製造・使用する生地は、丹後地域で製造されたものか このうち、丹後織物工業組合が行っている加工・検査対象の生地等は、丹後織物工業組合が検査を行い、合格しているか（丹後織物工業組合で加工、検査合格した生地を使用していることが前提）
		② 確かな技術と品質に裏付けられた製品であるか
Creative 創造性	独自の商品づくりを目指している	① オリジナリティを意識したものづくりをしているか
		② 現代のライフスタイルにあったデザインの提案やアプローチを行っているか
Ethical 道徳的	「丹後」「丹後の織物」に対する誇りと他者と連携したブランドの維持・発展	① 生地・商品づくりについて、誇りを持ち、真摯に取り組んでいるか
		② 「丹後」「丹後の織物」ブランドの維持、発展について、他の事業者や関係者と連携・協力しながら、積極的かつ継続的に関わる意欲があるか
		③ 仲介事業者や販売店等に対しても「丹後」「丹後の織物」ブランドの維持、発展に理解を得るよう取り組んでいるか（品質に見合った価格設定等）

別表2

TANGO OPEN認定審査委員会 認定審査表

申請事業者名

視 点	掛率	判 定				
Concept 方向性の理解	×1	5	4	3	2	1
Quality 品質	×2	5	4	3	2	1
Creative 創造性	×1	5	4	3	2	1
Ethical 道徳的	×2	5	4	3	2	1

総合点

点 / 30点 (満点)

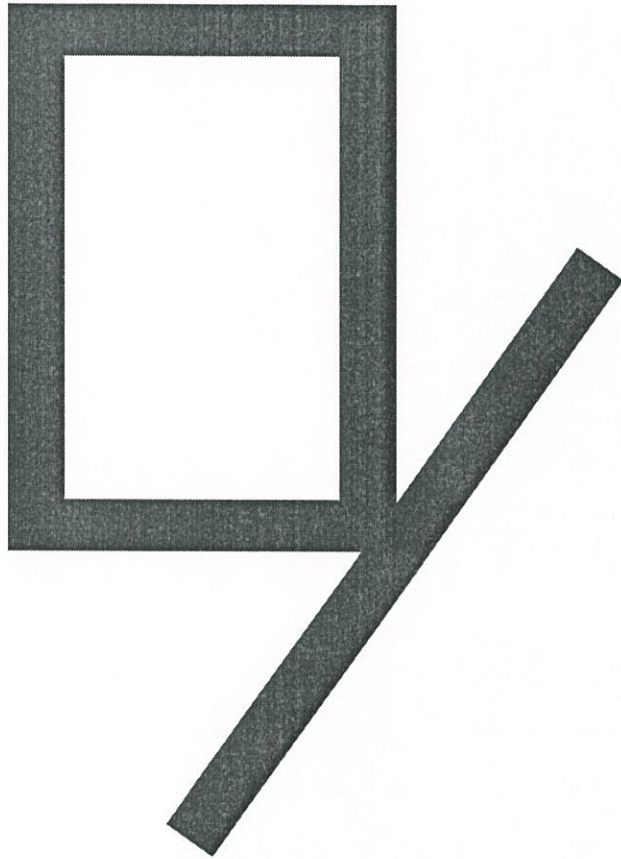
※ 判定基準：5 十分適合する 4 やや適合する 3 適合する
 2 あまり適合しない 1 適合しない

- ・審査委員会の委員の付けた総合点が平均で18点以上の場合に認定(全て3の場合18点)
- ・ただし、各委員の判定を集計した結果、「1」の評価が1項目以上又は「2」の評価が2項目以上ある場合は、不認定

【コメント】

委員名

※ コメントに関しては、事業者にフィードバック



TANG^o OPEN

TANGO KYOTO JAPAN

ブランディングの考え方

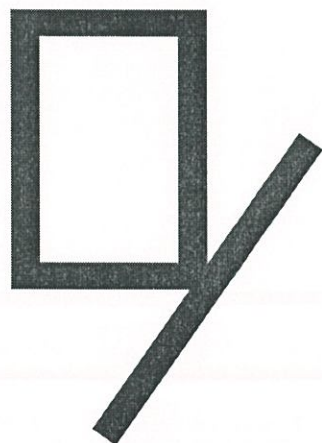
__現状に即した新しい冠を

「丹後ちりめん」という呼称から連想されるのは、“正絹100%”や“全面に細かい凸凹状のシボのある生地”“生地巾30cmほどの和服用の反物”というイメージではないでしょうか。一方で、現在の丹後織物工業組合が製造する商品の中には、ちりめん織りの伝統技術を背景に、新しい考え方やデザインを導入し、技術革新を続けて生み出された新しい布地もみられます。そして、それらは和服だけでなく、洋服その他にも展開できる可能性をもち、国内外の名だたるブランドからも高い評価を受けています。

こうした、「丹後ちりめん」のイメージの枠にとどまらない商品も多くなっているいま、それらを世界にアピールしていくにあたり新たな冠が必要だと考えました。そこでご提案するのが、「TANGO OPEN」です。

__なぜTANGO OPENか？

「TANGO OPEN」は、和服の「丹後ちりめん」と共存するブランド名でもあり、また決意表明でもあります。ちりめん織りの伝統を背景に、技術を磨いて生み出した製品が、世界に通用するものであると自信をもって送り出すための、力強いメッセージなのです。OPENという言葉には、“始まり”という意味があります。そして、日本から世界へと道を切り開く、また、世界に向けて開かれた姿勢をもって、新しい価値観を受け入れていくという双方向のコミュニケーションを促す意味も込められています。丹後はもともと丹波国の一部であり、丹波は旦波(たには)からきているという説があります。「丹」のルーツが「旦」であることから、“日の出”や“始まり”の意味とリンクさせました。「丹後から世界へ、そして世界から丹後へ」という意味を表すには、文法上は「OPEN TANGO」が正しい表記となりますが、あえて「TANGO OPEN」としました。作り手たちが丹後という地名に誇りをもてるようにとの強い思いを込めているためです。



TANG° OPEN

TANGO KYOTO JAPAN



TANG° OPEN
TANGO KYOTO JAPAN

TANG° OPEN
TANGO KYOTO JAPAN

TANG° OPEN
TANGO KYOTO JAPAN

マーク、ロゴの展開、デザインについて

__TANGO KYOTO JAPANで“住所”表記を

当面は「TANGO KYOTO JAPAN」という表記とセットで展開していくことを想定しています。「TANGO KYOTO JAPAN」は、いわば“住所”です。JAPANやKYOTOはすでに世界中の人々が知っています。この表記によってTANGOが日本の京都の地名であることが理解でき、素晴らしい布地がどこからきたものなのか、世界中の人々に伝えることができます。マークや「TANGO OPEN」は、ゆくゆくは単体でも展開していけるように、商標として登録できるかどうかを考慮してデザイン設計をしております。

__マークのデザインコンセプト

四角は布を表しています。また、OPENの「O」や世界へと開かれる「扉」でもあります。この四角は、古代エジプトで生まれた黄金比と、日本人に馴染みの深い白銀比から作図しました。黄金比＝世界の象徴、白銀比＝日本の象徴として、両者を重ね合わせて表現いたしました。四角と組み合わせたのは「／(スラッシュ)」です。区切りの意味に加え、右上がりのポジティブなイメージも重ねました。また、「旦」の字をモチーフにもしており、角度を変えて見ると日の出のようにも見えます。

マークのデザインは、できるだけシンプルで、覚えやすいものを目指しました。かといって他のものと似ることなく、商標登録も可能なデザインである必要があります。両者のバランスを考慮して設計をしております。シンプルなマークにしたことで、将来的には布地以外にも使うことができるマークとして機能します。たとえば丹後の宿、食、レジャーなどの魅力を、「TANGO OPEN」ブランドとして発信していくことが可能です。

__表記:TAN GO OPEN

丹後の地名をアピールしながら、「GO OPEN」というポジティブなキャッチフレーズも読み取ることができる、バランスのとれた表記案です。

「TANGO KYOTO JAPAN」の“住所表記”と一緒に目にすることで、地名の丹後と、「GO OPEN」の両方がかけられた言葉であると気づくことができます。ここでポイントとなるのは、「TAN」と「GO」の間のわずかなスペースです。スペースを空けすぎると、「タンゴ」とすんなり読んでもらえず、地名のアピールとしては弱くなってしまいます。また、TANには「ひっぱたく／革などを鞣す」という意味があり、英語を理解する人たちにはそちらの意味に引張られてしまう可能性もあります。「TAN」と「GO」の間の微妙なスペースにより、「丹後」と「GO OPEN」のどちらも意味もキャッチできるように設計しています。また、このことにより商標登録がしやすくなるというメリットもあります。

*表記しておりますロゴマークにつきましては、商標出願中のものです(2018年7月現在)。



丹後ちりめん創業300年事業実行委員会

629-2502

京都府京丹後市大宮町河辺 3188番地

丹後織物工業組合内

t 0772 68 5222 (直通)

f 0772 68 5300

e 300info@tanko.or.jp



認定事業者は、ロゴの制作者であるグラフ株式会社が作成する下記の認定ツールを使用出来ます。

認定ツール	
タグ	大
	小
ハンガー	
織ネーム（布製のタグ）	
名刺	

※いずれも有償です

TANGO OPEN認定審査委員会設置規定

(組織及び運営)

第1条 TANGO OPEN認定事業実施要項第4条の規定により設置するTANGO OPEN認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 審査委員会は、次の事項について審議、決定する。

- (1) 事業者の認定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、審査委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識を有する者その他丹後ちりめん創業300年事業実行委員会委員長が必要と認める者のうちから、実行委員会委員長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、審査委員会の発足当初の委員の任期は、平成33年3月31日までとする。
- 4 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 審査委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数(代理人若しくは委任状を含む)が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、丹後ちりめん創業300年事業実行委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年8月10日から施行する。

委員名簿

玉田 泉	株式会社オフィス泉 代表取締役
佐藤 としひろ	株式会社佐藤商品開発 代表取締役
北川 一成	グラフ株式会社 代表取締役
徳光 次郎	モノコトコネクション株式会社 代表取締役